

## 児童自立支援施設における 家庭裁判所の決定による措置児童の割合（％）

昭和53年度	昭和58年度	昭和63年度	平成5年度	平成15年度
12.4%	17.0%	22.1%	21.1%	28.7%

出典：全国児童自立支援施設運営実態調査

注) 対象施設数：昭和53年度、平成15年度は58か所、昭和58年度・昭和63年度は57か所  
平成5年度は、2施設のデータが不明であるため、55か所

### ※児童自立支援施設の入所経路

施設への入所は、都道府県知事（その委任を受けた児童相談所長）が児童福祉法に基づいて行う措置（行政処分）として行われる。

都道府県が入所措置を採るのは、

- ①保護者からの相談や学校・警察署からの通告、家庭裁判所からの送致を受けた児童につき、児童自立支援施設に入所させて指導を図ることが必要と認めた場合
- ②少年法に基づく家庭裁判所の保護処分の決定に従って入所措置を採る場合

の2つがある。

上記の数字は、措置児童のうち、②による措置の割合である。